

令和4年度 糸満市立認定こども園 公私連携園移行に関する保護者説明会

日時：令和4年10月14日（金）19：00～20：00

場所：西崎こども園

参加者（計16名）：保護者5名、地域0名、地域外11名（法人園関係者）

質問（意見）の内容		回 答
1	移行時に保護者の不安感を考慮するとのことですが、どう考慮するのか教えてください。	①連携施設の保護者について 現在、西崎こども園の連携施設（小規模保育事業所）については、移行後も連携を継続していきますので、それを前提に公募を行います。 ②西崎こども園の保護者について 移行時期を令和6年4月にしていますので、令和3年度に移行の可能性があることを説明させていただいた上で、その時に3歳児だった園児については、卒園するまでは待っているような状況で移行の準備を進めてきました。
2	運営事業者が決まらない場合は、どうなりますか？	運営事業者については、令和5年2月までには決定する予定ですが、万が一、決まらない場合は、再度公募を行う予定です。それでも決まらない場合は、1年ほど移行時期を延期して、公立園として継続していきますので、休園する等、保護者へ負担を強いることは考えていません。
3	引継ぎ期間に、運営事業者等の関係者が園に出入りすることが気になります。その辺は、どのように考えていますか？	引継ぎ期間中は、子ども達に配慮し、運営事業者から最小限の人数で、数名の先生を交代しながら来ていただき、引継ぎを行ってもらいたいと考えております。顔見知りの先生が急に変わってしまうような子ども達の不安感を解消できるような人数で、引継ぎを行っていただく想定しています。
4	当初、西崎こども園の大規模改修の後に移行する予定だったと思いますが、移行後に大規模改修することに決まった理由を教えてください。 また、大規模改修に充てる予定だった市の予算について、具体的に決まっていれば教えてください。	他の市町村の状況を確認した結果、市の所有であれば全額市が負担することになりますが、法人が主体となって大規模改修を行う場合は、補助金の利用が可能と分かりました。 また、建物の検査で今すぐに大規模改修する必要がないことも分かりましたので、移行後に運営事業者と協議しながら大規模改修を進めた方がメリットがあるということで、方向転換しています。 また、当初、大規模改修に充てる予定だった市の予算については、子ども達の支援に必要な財源に充てることを検討していますが、現時点で具体的な内容は決まっています。これから検討していくことになります。
5	大規模改修に充てる予算については、子ども達の支援に充てるとのことですが、保育士確保に充てることも検討して欲しい。	保育士の確保についても課題だと感じていますので、その点も検討していきたいと考えております。
6	公募の条件に、障がい児保育や加配の内容についても入れていただきたい。	支援が必要な子についても、運営事業者の方には積極的に受け入れを行っていただくことや、糸満市障害児保育実施要綱に基づき職員を加配することを定めていきたいと考えております。 また、令和3年度の実績だと、支援が必要な子の8割を法人園で受け入れてもらっていますので、それを踏まえて、運送事業者の方にも受け入れていただく予定です。 （補足）糸満市は、県内でも支援が必要な子に対して手厚いと考えています。例えば、加配の保育士の補助金は、他市町村と比較しても充実しています。しかし、補助金だけでなく、確保する保育士の課題など、色々な条件において、支援が必要な子のサポートは必要であることから、公立園・法人園問わず、糸満市全体で受け入れできるように調整していきたいと考えております。
7	運営事業者が決まった際には、すぐに教えて欲しい。	令和5年1月～2月に運営事業者を選定しますので、決まり次第速やかにご連絡します。

令和4年度 糸満市立認定こども園 公私連携園移行に関する保護者説明会

日時：令和4年10月14日（金）19：00～20：00

場所：西崎こども園

参加者（計16名）：保護者5名、地域0名、地域外11名（法人園関係者）

8	障がい児や支援が必要な子の対応について、大幅な受け入れや、手厚い保育など、運営事業者を考えていただけたらと思う。	現在、糸満市では支援が必要な子や気になる子に対して、臨床心理士が巡回して支援を行っています。移行後も引き続き支援を継続していきます。 また、支援が必要な子等の受け入れ人数についても、公募の際、可能な限り引き受けていただけるよう、協議していきます。
9	引継ぎ期間内に、繊細な子や、上手くなじめない子など、変化することにストレスを感じる子のメンタルケアはどのように考えていますか。	臨床心理士が各園へ巡回支援しており、保健師もいますので、相談できる体制はできています。相談する際は、まずは担任の先生にお話しすることになるかと思います。
10	大規模改修する際、保育の状況について、市はどのように関与していきますか？	大規模改修する際には、運営事業者が建物を所有することになりますが、公私連携が途切れることはありませんので、継続して保育内容については市が関与します。 （補足）移行時期については令和6年4月になりますが、大規模改修時期については、確定はしていませんが、当面は市の所有で運営事業者に建物を貸し付けし、運営に問題がないと判断した上で無償譲渡することを考えていますので、概ね5年後とかになるかと思います。
11	応募する運営事業者には条件はありますか？	募集要項の内容については、運営事業者選定委員会で決めていきますが、応募者の前提としては学校法人または社会福祉法人と決まっていますので、そこは最低限必要になってきます。